

佐世保市監査委員公表第19号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

環境部 分

令和5年8月4日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐  
佐世保市監査委員 本 村 泰  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆



5環政第50003号  
令和5年7月27日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様  
佐世保市監査委員 本村 泰人 様  
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様

佐世保市長 宮島



監査結果に対する措置について（通知）

令和5年7月6日付、佐世保市監査委員報告第3号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以上

佐世保市監査事務局
令和5年7月31日
第 号

# 措置通知書

環境部 環境政策課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 佐世保市レッドデータブック購入代金において、地方自治法施行令第154条第2項で「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納入の通知を行っていなかった。</p> <p>2. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第22条第1項で「…備品を…処分…したときは、契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。</p>	<p>購入希望時の対応方法について誤った認識のもと、現金書留で現金受領後に納入通知を作成し職員が金融機関で支払うという対応をしていたことが発覚しました。</p> <p>地方自治法施行令第154条第2項及び佐世保市財務規則第66条において、「歳入について、納入通知書により納入に通知しなければならない。」と規定されており、今後の対応としては、購入希望があった場合は、納付書を発行し購入希望者へ通知することとします。そのうえで納入が確認でき次第本を渡すこととします。</p> <p>また、購入に関して誤った方法を記載していた市ホームページについては令和5年7月25日付で修正を行うと共に、出来るだけ現金を取り扱わないように納付書による納付を推奨する方法に変更し、当対応方法について課員全員で共有しました。</p> <p>令和3年度末のさせぼエコプラザ廃止に伴う備品等の廃棄に併せ、処分をしていましたが、処分の届出処理（様式7物品処分書の提出）を失念していたものです。</p> <p>今回の指摘を受けて、令和5年7月20日付で備品台帳からの削除及び契約課への様式7物品処分書の提出・報告を行いました。</p> <p>今後は、佐世保市物品会計規則第22条第1項を改めて確認し、適正な管理となるよう、課長から課員全員に対し指導を行い再発防止に努めます。合わせて、物品の処分の際には、届出処理の失念が生じないよう複数人で現物確認・届出処理の要否判断を行います。</p>